

◆お知らせ情報

- 高齢者等徘徊SOSネットワークシステム・2～3P
- 障害者福祉 ……4～6P
 - ◆障害者虐待防止法
 - ◆大川市身体障害者・知的障害者相談員
 - ◆障害者基幹相談支援センターの設置
- 環境課からのお知らせ ……7P
 - ◆野外焼却の禁止
 - ◆「ごみゼロ九州キャンペーン」「マイバッグキャンペーン」強化月間
- 大川っ子の「生活習慣・家庭学習習慣」の定着を目指して ……8P
- 全国地域安全運動 ……10P
- 男女共同参画など ……11P

◆耳より(生活)情報

- 情報ボックス…12～17P
 - ◆日曜・祝日在宅医
 - ◆年金制度が改定されます
 - ◆行政相談所の開設
 - ◆緊急雇用創出事業に伴う臨時職員募集
- 保健センターだより ……22P
- 今月の行事など ……23P
 - ◆各種相談

◆イベント情報(その他)

- 情報ボックス ……18～19P
 - ◆誌上美術館
 - ◆ちくご路かわら版
 - ◆観光PR年賀はがき発売
- フラッシュバック ……20～21P
- 広告など ……24P
 - ◆小保・榎津藩境の町イベント

認知症にやさしいまちづくり

高齢者等徘徊SOSネットワークシステム

認知症による徘徊のために行方が分からなくなった高齢者などを、地域の協力機関等の支援を得ながら早期発見・早期保護に努める仕組み「高齢者等徘徊SOSネットワークシステム」を構築しています。

認知症は、だれでもかかる可能性がある脳の病気です。認知症の人やその家族が、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、みなさんの協力をお願いします。



【事前登録制度】

事前登録制度として「認知症高齢者等あんしん登録制度」を設けます。

これは、家族などからの申請により、氏名・年齢・住所・身体的特徴・緊急連絡先・写真等の本人情報を事前に登録し、徘徊による行方不明発生時の迅速な情報伝達に備え、早期発見に役立てるものです。

情報は、市役所および警察署で管理します。

また、情報提供の同意がある場合には、地域の民生委員なども情報を共有し、声掛けを行うなど、日ごろからの見守りに役立てます。

徘徊などの恐れのある人は、登録をお勧めします。

申請ができる人 本人、または家族
申請に必要なもの 本人の顔写真2枚と立位写真1枚
受付窓口 ●高齢者…市健康課
●障害者…市福祉事務所

市健康課高齢者支援係

☎05115524

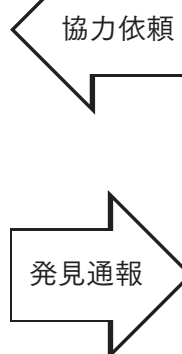


徘徊事案発生【イメージ図】

【「認知症高齢者等あんしん登録」している高齢者等の場合】

家族

検索願



筑後警察署生活安全課
☎09421152110
筑後市防犯協会より情報(FAX)発信

【協力機関】

市役所、消防署、消防団、地域包括支援センター、社会福祉協議会、区長、民生委員、各地区コミュニティ協議会、大川・大木地区防犯協会、大川・大木交通安全協会、福祉関係者、郵便局、金融機関、農協、漁協、バス、タクシー、コンビニエンスストア、ガソリンスタンド、介護保険事業所、医療機関など…。

※SOS情報を受け取った協力機関からは日常業務を通じて得た情報を警察へ連絡してもらい、捜索の手助けとします。

【徘徊が発生したら】

徘徊が発生し、家族から警察へ捜索願とネットワークの利用希望があった場合には、事前登録情報を活用して市内の協力機関やSOSネットワーク広域連携市町に協力を呼びかけます。協力機関は日常の業務の範囲内で協力し、徘徊している人を発見した場合は、警察へ連絡します。

※事前に登録していなくても徘徊が発生し緊急を要する場合には、このシステムを利用することもできますが、情報発信までに時間がかかります。「認知症高齢者等あんしん登録」への事前の登録をお勧めします。

徘徊とは？

自宅や入所している施設を出て、歩き回るような行為を「徘徊」といいます。

周りからすると「あてもなく」というように見えるのですが、本人にとっては、目的地や理由があつての行動だと考えられていること、本人は困っていたり混乱していることも少なくありません。家族が自宅の周辺をいくら探しても見つからず、思いもよらないくらい遠くまで行ってしまい、警察に保護されたという例もあるので、家族にとってはとても心配なものです。

認知症と思われる人に気づいたら、周りの人がやさしく声をかけたり、一緒に行動することによって、不安が軽減されたり、迷うことが少なくなる場合があります。

